

令和4年(ワ)第31814号 懲罰取消等請求事件

原告 八木橋 健太郎

被告 国

2024年06月11日

原告 八木橋 健太郎



東京地方裁判所民事第3部A1係 御中

文書提出命令申立書

原告は、本書面において、文書提出命令を申し立てる。なお、略語等は、従前の例による。

第1 文書の表示

- 1 皮膚科サブスペシャリティシリーズ 一冊でわかる皮膚アレルギー
- 2 臨床力がアップする！皮膚免疫アレルギーハンドブック
- 3 内科学 第11版

第2 文書の趣旨

- 1 金属アレルギーを含む皮膚アレルギーについての医学的知見

2 同上

3 同上

第3 文書の所持者

1 被告

2 同上

3 同上

第4 証明すべき事実

1 原告の準備書面(07)のとおり、被告の主張する施設医師の判断が専門医の経験則に反し不合理であること。

2 同上

3 同上

第5 文書の提出義務の原因

1 民事訴訟法220条1項

2 同上

3 同上

以上